

## 拡声機拡声騒音規制 (条例第44条、規則第31条別表第7)

### (1) 規制対象

商業宣伝を目的とした拡声機の使用

### (2) 使用の禁止

- ① 学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲30メートルの区域における使用  
ただし、祭礼、盆踊り等、慣習的行事の際に拡声機を使用する場合を除く。
- ② 航空機からの使用

### (3) 拡声機の使用方法及び音量に関する遵守事項

- ① 午後7時から翌日の午前9時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- ② 拡声機の使用時間は、1回10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間をおくこと。
- ③ 移動して拡声機を使用する場合は、1地点に停止して、連続して10分以上使用しないこと。
- ④ 地上7メートル以上の箇所において拡声機を使用しないこと。
- ⑤ 2台以上の拡声機を使用する場合は、5メートル以上の間隔をおくこと。
- ⑥ 拡声機から発する音量が、当該拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点(10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地境界線上の地点)の高さ1.2メートルの地点において、次に掲げる区域ごとの音量(デシベル)を超えないこと。

第1種区域	50	第2種区域	55	第3種区域	65	第4種区域	70
-------	----	-------	----	-------	----	-------	----

\*規制区域の区分については、騒音規制法の区域区分に準ずる。

## 深夜営業騒音規制 (条例第45条、規則第32条別表第7)

### (1) 規制業種

- ① 飲食店営業
- ② ボーリング場営業
- ③ ゴルフ練習場営業
- ④ ガソリンスタンド営業
- ⑤ 映画館等興行場営業
- ⑥ 材料置場における原木、鉄材等、重量物の積込み又は積降ろしの作業を伴う営業

### (2) 規制基準

敷地境界線における、午後11時から翌日の午前6時の間の基準

第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
40	45	50	55

(単位:デシベル)

\*規制区域の区分については、騒音規制法の区域区分に準ずる。

\*騒音の測定場所は、営業場所の敷地境界線上。

\*祭礼、盆踊り等慣習的行事を行う際に営む営業に係る騒音については適用しない。